

令和7年度第3回市川市介護保険地域運営委員会 会議録

1. 開催日時

令和8年3月18日（水）午後2時～午後3時30分

2. 開催場所

市川市役所第1庁舎5階 第2委員会室

3. 出席者

【委員】

佐々木委員（委員長）、大野委員（副委員長）、淡路委員、大谷委員、大塚委員、
中島委員、平山委員、村端委員

（欠席者2名）

【市川市】

鷺沼部長、尾瀬介護保険課長、高橋地域包括支援課長 ほか

4. 傍聴者

0名

5. 議事

(1) 令和8年度地域包括支援センターについて（諮問）

① 令和8年度地域包括支援センター基本指針・運営指針

② 令和8年度地域包括支援センター事業計画

(2) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について（報告）

(3) 令和8年度介護給付費適正化事業について（報告）

(4) 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について（報告）

(5) その他

6. 配付資料

・会議次第

・資料1-1-1 令和8年度市川市高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）基本指針・運営指針（案）

・資料1-1-2 新旧対照表

・資料1-2-1 令和8年度地域包括支援センター事業計画（案）

・資料1-2-2 新旧対照表

・資料2 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について

・資料3 令和8年度介護給付費適正化事業について

- ・資料4 地域密着型サービス事業者の指定及び指定更新について

《当日配布資料》

- ・令和8年度市川市地域包括支援センターの変更点について（報告）
- ・令和8年度市川市介護保険地域運営委員会年間スケジュール（予定）
- ・委員名簿

7. 議事録

（午後2時開会）

発言者	発言内容
佐々木委員長	<p>（議題（1）について、福祉部長より諮問を行った。）</p> <p>議題（1）令和8年度地域包括支援センターについて（諮問）</p> <p>① 令和8年度地域包括支援センター基本指針・運営指針 ② 令和8年度地域包括支援センター事業計画</p> <p>それでは、ただいまの諮問を受け、 議題（1）「令和8年度地域包括支援センターについて」 ①令和8年度地域包括支援センター基本指針・運営指針 ②令和8年度地域包括支援センター事業計画 について審議いたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
地域包括支援課長	<p>（資料1-1-1、1-1-2、1-2-1、1-2-2 にもとづいて説明）</p>
佐々木委員長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。このことについて、何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。</p>
中島委員	<p>ご説明ありがとうございました。 大柏出張所の開設時間の短縮について、やはり市の職員との関係というのも考えないといけませんし、このように周知方法もあり、市民への案内も行っているということですので素晴らしい案だと思いました。 以上です。</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>

大塚委員	<p>最後のところで説明のありました市川市の地域包括支援センターの変更点についての報告で、(2)の市川第二の加配職員の追加ということなんですけれども、地域包括支援センターに配置を義務付けられているのは保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー（※主任介護支援専門員）ということになっていますが、この加配職員というのとはどのような職種が加配されると理解したらよろしいのでしょうか。</p>
地域包括支援課長	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず主要な3職種と決まっている保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士の他に、加配職員の方は少し条件を柔軟にしており、ケアマネジャー（※介護支援専門員）や介護福祉士などの少し幅広い人材が職に就けるようにしております。</p>
大塚委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>以前にも少しご質問させていただいたんですけれども、厚生労働省の方で地域包括支援センター、市川市ではサポートセンターという呼名になってると思いますが、この中で3職種を配置ということになっています。</p> <p>いただいた資料の中で配置職員として保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等という言葉がいつも入っていて、「等」というのはどういったことなのかと見ていたもので、市川市の方ではフレキシブルに対応させていただけるということで理解してよろしいということなんですね。ありがとうございました。</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見等はありませんでしょうか。</p>
大谷委員	<p>私が聞き逃してるだけであれば申し訳ないのですが、資料1-1-2の2ページ目の文言変更、総合相談支援事業の項目で、おそらく介護保険法の条文に合わせて「者」から「地域住民」と変更したということなのかと思ったところです。</p> <p>それでも実態として、例えば高齢者本人は市川市内に住んでるけれども、ご家族でもお子さんとかは市外、下手をすれば都内や県外に住んでいて、そういう状態のときに相談する先はご本人が市川にいるため、市川市だと思います。</p> <p>家族を介護する地域住民と表現すると市川市民しか相談してはいけないような雰囲気を感じる気がします。</p> <p>相談対象となる本人は市川市民に限定されると思いますが、介護をする人が市川市の地域住民と限らない、市外の場合もありうると思います。</p>

大谷委員	<p>一応介護保険法の方を見ても、115条の45には特段地域住民という文言は書かれてはいないようなので、別に変えなくてもいいんじゃないかという気がします。</p> <p>「地域住民」に変えた理由が別にあるのであればよいと思うんですが、介護保険法には被保険者としてしか書いておらず、地域住民とは法律では限定してないような気がします。いかがでしょうか。</p>
地域包括支援課長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>変更した目的といたしましては、単にそこに住所があるというだけではなくて、より地域との繋がりが感じられるように、身近な存在ということで、変更したものでございます。</p>
大谷委員	<p>地域に密着した支援だということを言いたいということでしょうか。</p>
地域包括支援課長	<p>おっしゃる通りです。</p>
大谷委員	<p>それであれば、地域に密着した包括的支援を行いますといった表記にすればよいのではないのでしょうか。</p> <p>この文言でそういった意図を読み取ることは難しいと思います。そういった趣旨があるのであれば、そこは変更しなくていいかなという感じですね。</p> <p>せっかく変えるのであれば、その趣旨自体はすごくいいことだと思うので。</p>
地域包括支援課長	<p>そうしましたら、答申書の方に今のご意見を記載していただいた上で、後日、こちらの方で修正を加えていくということでもよろしいでしょうか。</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございます</p> <p>少しわかりにくくなってしまいましたが、結局そうすると答申書にどういう形で、地域住民という文言を修正するか、またはしないか。</p> <p>それはまだわからないということですか。</p>
地域包括支援課長	<p>今いただいたように答申書の方には、法の趣旨にのっとってよりわかりやすい表現にさせていただきたい、といった記載をいただいて、それを受けて文言のほうを地域包括支援課で再度修正するというような形で進められればと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>

佐々木委員長	大谷委員はよろしいでしょうか。
大谷委員	修正するかしないかという点も含め、私はそう思っているというだけの話なので、ご検討いただければと思います。
佐々木委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>非常に難しいところになり、地域住民に対する、なのでその家族、その住民に対して家族にも支援をするというかたちにでも読み取れるのかなとも思いますし、この表現でだめなのかももう一度よく考えないとわからないこともあるかと思しますので、対応はそのようなかたちでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にご意見等はありませんでしょうか。</p>
平山委員	<p>資料 1-1-2 なのですが、ページ 3・文言変更などというように書いてあるのですが、ページが 1 個ずつずれているようです。</p> <p>資料 1-1-2、最初のページ 3・文言変更の個人情報の項目は、資料 1-1-1 でいうページ 4 にあり、以降もずれているようなので、この資料が残されるのであれば差し替えたほうがよいと思います。</p>
地域包括支援課長	ご指摘ありがとうございます。申し訳ございませんでした。修正いたします
佐々木委員長	<p>おっしゃる通り 1 ページずつずれていますね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、先ほどご意見いただきました内容を反映していただきまして議題 1、令和 8 年度地域包括支援センターについて妥当としてよろしいでしょうか。承認の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。挙手、承認者全員と認めます。</p> <p>これより本委員会において、令和 8 年度地域包括支援センターについて承認されました。</p> <p>なお、答申について、先ほど事務局からお話がありましたが答申書の最終的な文言の調整等は私一任とさせていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

議題(2) 介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)

佐々木委員長

議題(2)「介護予防支援事業等業務の委託事業者の追加について(報告)」、事務局より説明をお願いします。

地域包括支援
課長

(資料2に基づき説明)

佐々木委員長

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

佐々木委員長

それでは、次の議題に移ります。

議題(3) 令和8年度介護給付費適正化事業について(報告)

佐々木委員長

議題(3)「令和8年度介護給付費適正化事業について(報告)」、事務局より説明をお願いします。

介護保険課長

(資料3に基づき説明)

佐々木委員長

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは委員の皆様からご質問やご意見等ございますでしょうか。

中島委員

説明ありがとうございました。認定調査員研修の見込み数が200名とありますが、認定調査員は何名位いらっしゃるのでしょうか。

介護保険課長

市川市内全体の認定調査員の人数は把握しておりませんが、市川市が認定調査の実施について契約している居宅介護支援事業所数は760事業所という状況です。

中島委員	<p>せっかく認定の精度を高めるための研修会なので、研修に出席した人に研修修了書を出して平準化し、1回200人の出席であれば3年に1回ぐらいは全員が受けられるような研修会にするよう考えていただくといいと思います。</p> <p>また、もう1点、医療情報との突合について伺いますが、縦覧点検はどのように行っていますか。</p>
介護保険課長	<p>まず認定調査員の研修については、市内のすべての事業所に毎年ご案内をしており、研修を受けた方にはこちらから毎年必ず修了書に代わるアンケート等集計結果をお渡ししております。ただ、ご意見をいただいたように、皆さんがお忙しい中でも必ず研修を受けていただくよう、今後も周知・啓発を進めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。</p> <p>次に、縦覧点検についてですが、介護保険については千葉県の国民健康保険連合会がシステムを用いた点検を行っておりその突合でエラーの出たものを市で点検するという流れになっております。</p>
佐々木委員長	<p>はい。ありがとうございました。他にはご意見いかがでしょうか。</p>
大塚委員	<p>資料3の「1. 要介護認定の適正化②認定審査会における適正な審査判定の実施」について、認定審査会の委員に対しての研修は都道府県でも実施されていると思いますが、今回の研修は市独自の研修ですか。また、都道府県の研修と連動しているのですか。市独自である場合、市川市の要介護者の特徴を踏まえてた上で行うのか、都道府県の研修と市独自の研修の違いを教えてください。</p>
介護保険課長	<p>認定審査会委員の研修について、市川市では独自で行っているところでございます。</p> <p>千葉県が毎年度2月に行い、本市は令和7年度は11月に行いました。</p> <p>研修の内容ですが、毎年本市の委員100名からアンケートをとり、疑問点や迷ったケース等アンケート内容を見ながら研修内容を決めたり、国が進める指針や研修等も踏まえながら、本市独自で本市の今置かれている状況に合わせた研修を毎年行っております。</p>
大塚委員	<p>ありがとうございます。</p>
佐々木委員長	<p>他にございませんか。それでは、次の議題に移ります。</p>

議題（４）地域密着型サービス事業者の指定および指定更新について

(報告)

佐々木委員長

議題(4)「地域密着型サービス事業者の指定および指定更新について(報告)」について、事務局より説明をお願いします。

(非公開のため省略)

議題（５）その他

佐々木委員長

それでは議題(5)「その他」に移りますが、本日「その他」の議題はありますでしょうか。

事務局

(大賀主幹)

本日、「その他」の議題はございません。

佐々木委員長

それでは、答申に移りますので、事務局からお願いいたします。

(答申準備及び休憩)

事務局

(大賀主幹)

皆様、お待たせいたしました。それでは委員会を再開いたします。本日の議論を踏まえて、佐々木委員長より答申書をいただきます。佐々木委員長、福祉部長、よろしく願いいたします。

(議題(1)について、委員長より答申を行った。)

佐々木委員長

それでは、答申を終了させていただきます。
以上をもちまして、令和7年度第3回市川市介護保険地域運営委員会を終了いたします。

(15時30分閉会)